

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>

## 環境関連法規制等の動き 2025年11月(2025.10.21～2025.11.10)

### 法令情報

1-1. 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令<政令第358号>(2025.10.29公布、2025.11.1他施行)

-2. 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 <厚生労働省令第107号>(同上)

殺虫剤等に使用されるフェナザキン及びこれを含有する製剤が劇物に指定されました。そのほか塩素酸ナトリウムを含有する製剤のうち、塩素酸ナトリウム47.5%以上52.5%以下を含有する製剤であって、炭酸水素ナトリウム27%以上37%以下を含有するものが劇物から除外されました。

当該物質を販売または取り扱う事業者は対応が必要です。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=495250100&Mode=1>

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=495250103&Mode=1>

2. 労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令

<厚生労働省令第108号>(2025.10.29公布、同日他施行)

6月号の意見募集1が公布されました。2021年に発生したエックス線の照射に気づかずに長時間被ばくした労働災害を受けて、工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務の拡大及び安全装置の設置義務化(27.10.1施行)、並びに、エックス線作業主任者及びガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務・教育内容の見直し(26.4.1施行)等が行われました。

当該設備を所有する事業者等に適用されます。

<参考>厚労省ホームページ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzeneisei29/0000186714\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzeneisei29/0000186714_00002.html)

3. 石綿障害予防規則の一部を改正する省令<厚生労働省令第111号>(2025.10.31公布、2026.1.1施行)

2023.6.23公布の改正大防法施行規則を受けた改正です。事業者が、建築物、工作物又は船舶の解体等の作業を行う前には、環境大臣が定める者が石綿等の使用の有無の事前調査を行ない、所轄労働基準監督署に報告しなければなりません。今回、この事前調査結果等の報告様式(様式第1号)が改正され、事前調査を行った者が修了した講習の区分(一般・工作物・船舶等)を報告事項として追加等しました。

当該調査を行う事業者が対象です。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=495250169&Mode=1>

<参考>環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/air/post\\_48.html](https://www.env.go.jp/air/post_48.html)

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

### 一般情報

1. 「気候変動に関する世論調査」について (2025.10.31 環境省)

全国の3,000人を対象に題記に関する世論調査が実施されました。結果は、「地球環境問題に対する関心について」の質問には92%の人が、「関心がある」と回答、「日常生活で感じる気候変動影響について」の質問には、95%の人が「夏の暑さ」、77%の人が「雨の降り方の激しさ」(複数回答可)の回答でした。

<参考>環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_01481.html](https://www.env.go.jp/press/press_01481.html)

## 2. 2025 年度省エネ法定期報告情報の開示制度速報版開示シートを公表しました (2025. 11. 4 経産省)

資源エネルギー庁は、事業者の省エネ・非化石エネルギー転換の取組の情報発信を促すため、2023 年に省エネ法に基づく定期報告書等の情報を特定事業者等からの同意に基づき開示する制度を創設しました。今般、2014 者の事業者の同意に基づく速報版の開示シートを公表しました。

〈参考〉経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2025/11/20251104004/20251104004.html>

## 意見募集情報

### 1. 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律第2条第2項の要件を定める省令 及び

#### 水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針の改正案」に対する意見募集（パブリックコメント）について (2025. 10. 31環境省)

同法では、廃棄物処理法上の廃棄物に該当しない水銀廃棄物について、水銀含有再生資源と定義し、管理をしています。これまで暫定閾値により運用されていましたが、水俣条約締結国会議での閾値決定を踏まえた改正がおこなわれます。環境省は、2025. 12. 1まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195250044&Mode=0>

以 上